



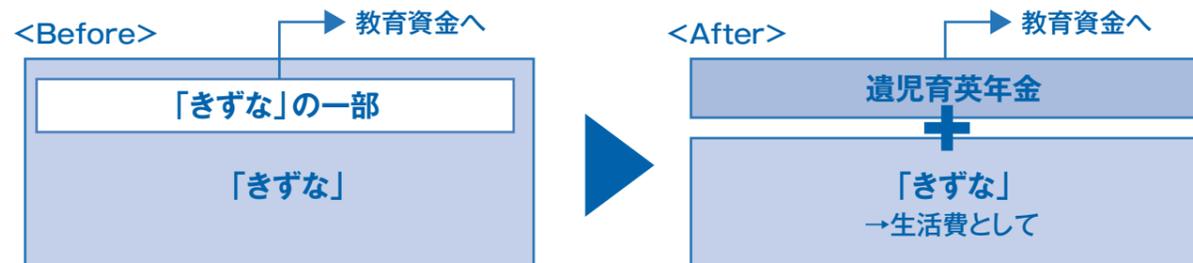
お子さまがいる方は 制度改定です 必ずご確認をお願いします

組合員に万一(死亡・高度障害※1)があった場合のお子さまの教育費の準備ができるようになりました。

「きずな」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「きずな」に加えて、受取人を子どもとし、教育資金としてお受けいただく「遺児育英年金」が付加できるようになりました。



遺児育英年金とは??



遺児育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。

※1 高度障害とは…

- 喉のがんの手術で声が一切出なくなった
- 自転車、車等の事故で下半身が不随になり、車いす生活になった など…

勤務形態の変化による収入減 公的給付不足による生活水準の低下

— そんな場合にも対応しています!! —

お父さん、お母さん、この制度の受取人は子どもです！
 子どもの夢の実現と進学のために
 お手続きをお願いします！



必要な教育費と不足額

①必要な教育費 【幼稚園から大学卒業までの学校教育費】

	教育費総額					教育費の累計金額
	幼稚園(3年間)	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)	大学(4年間)	
公立	約60万円	約144万円	約73万円	約129万円	約537万円	約943万円
私立	約144万円	約750万円	約356万円	約269万円	約704万円	約2,223万円

※高校は全日制 ※大学の公立は国公立(自宅)、私立は私立文系(自宅) ※教育費総額は、補助学習費を含めていません(学校外活動費・学習塾や家庭教師、習い事等)
 ※高校・大学は入学金を含みます
 出典:文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成

②不足額 【子どもが大学(すべて公立)まで通った場合の準備すべき教育費】

教育費総額	必要な教育費※1 - 貯金額 - 公的給付金※1 - 児童手当※2 = 準備すべき教育費
子どもが小学校1年生(7歳)の時に死亡の場合	約883万円 - 約151万円※3 - 約35.6万円 - 約198万円 = 約498.4万円
子どもが中学校1年生(13歳)の時に死亡の場合	約739万円 - 約250万円※4 - 約35.6万円 - 約198万円 = 約255.4万円

※1.子どもが高校生になったときに「高等学校等就学支援金制度」を高校の3年間受取った場合(世帯年収910万円以下の場合) ※2.中学校卒業までに受け取れる児童手当の総額(第1子の場合) ※3.子どもが0歳児から7歳までの間に、親が教育費のために準備している預貯金額の平均額 ※4.子どもが0歳児から13歳までの間に、親が教育費のために準備している預貯金額の平均額 ※親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で実際に対象となる年収は変わります ※給与所得以外の収入はないものとしています ※児童手当の金額は、子ども1名の場合を想定しています ※必要な教育費は、①必要な教育費の数値を記載
 <必要な教育費>出典:文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成
 <公的給付金(高等学校等就学支援金制度)>出典:文部科学省「就学支援金ホームページ」<貯金額>出典:内閣府「インターネットによる子育て費用に関する調査」報告書
 <児童手当>出典:内閣府「児童手当制度のご案内」

制度内容

本人が死亡・高度障害のとき 年金原資300万円

遺児育英年金の受取イメージ

17歳	年金受取年額 約60.6万円×5年	受取総額 約303万円	14歳	年金受取年額 約38.4万円×8年	受取総額 約307万円
9歳	年金受取年額 約24.2万円×13年	受取総額 約315万円			

遺児育英年金コースの受取例 【年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円	約26.1万円	約28.3万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円	約313万円	約312万円
子ども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

月額掛金

本人保険年齢	掛金 (単位:円)	
	男性	女性
16 - 35歳	282	210
36 - 40歳	387	354
41 - 45歳	507	441
46 - 50歳	657	573
51 - 55歳	831	696
56 - 60歳	1,068	801
61 - 65歳	1,455	951
66 - 70歳	1,974	1,149

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例) 保険年齢 40歳→2022年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 ●記載の遺児育英年金の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出された掛金と異なる場合は初回に遡って精算いたします。
 ●期中の遺児育英年金の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。
 また、「きずな」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「きずな」本人コース脱退の場合は、遺児育英年金も脱退となります。
 [遺児育英年金の取扱い]
 ●遺児育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。
 ●遺児育英年金のみの加入はできません。「きずな」本人コースとセットで加入してください。
 ●遺児育英年金は「きずな」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
 ●死亡保険金受取人となる子どもは最大5人までです。ただし、「きずな」本人 A1・H1コースに加入の場合は4人、S1コースに加入の場合は3人、X1コースに加入の場合は1人が上限となります。